

山陽小野田市山陽総合事務所地域活性化室ソーシャルメディア運用ポリシー

令和6年6月20日策定

1 ソーシャルメディアによる情報発信を行う目的

ソーシャルメディアの拡散性、即時性などの特性を生かし、山陽小野田市の中山間地区で活動する地域おこし協力隊員の活動状況や、活動地域に関する情報・魅力等を市内外に効率的、効果的に発信することを目的とする。

2 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram

3 アカウント管理者等

- (1) アカウント管理者 山陽小野田市山陽総合事務所地域活性化室
- (2) アカウント名 山陽小野田市川上地区地域おこし協力隊
- (3) ユーザー名 kawakamichiiki

4 発信情報の内容

川上地区地域おこし協力隊の活動状況、活動する地域の情報など

5 運用方法

(1) 発信時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。但し、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。

(2) コメントへの対応

原則として行わないが、地域活性化室の確認により、必要に応じて対応することがある。

(3) 利用者から寄せられたコメントの削除等

次の各項に該当する場合、地域活性化室は予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

- (ア) 特定の個人・団体等を中傷するもの
- (イ) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (ウ) 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- (エ) 違法行為又は違法行為をおおるもの
- (オ) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (カ) 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
- (キ) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (ク) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (ケ) 虚偽や事実と異なると認められるもの

- (コ) 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの
- (サ) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (シ) 地域活性化室が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (ス) その他、地域活性化室が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 その他

(1) 著作権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、地域活性化室に帰属する。

(2) 免責事項

(ア) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。

(イ) 山陽小野田市は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

(3) その他

地域活性化室は、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする